

覚書

株式会社 (以下、「甲」という。) と
株式会社 アシストライン (以下、「乙」という。) とは、
人材紹介手数料に関し以下の事項を相互に合意し、本書を取り交わす。

記

1. 年 月 日 別途契約している人材紹介手数料に
関する基本契約書第2条の人材紹介手数料を下記内容に
関し締結する。
2. 採用決定者：
3. 人材紹介手数料を採用決定者（ ）の総年収
の 、 %とする。
総年収 円
人材紹介手数料 円（消費税 円）
4. 乙は、人材紹介手数料を 年 月 日までに甲に
請求し、甲は 年 月 日迄に銀行振込で支払うものとする。
5. 採用決定者が1ヶ月以内に甲を退社した場合、甲は速やかに乙にその旨を
連絡する。
乙は甲が採用決定者に支払った年収を算出し、人材紹介手数料が
その年収の50%以上の場合は、その差額を返金する。

本覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、甲・乙
各1通保持する。

年 月 日

甲)

乙)

